

さいたま市の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	1,339,333	657,348,945	5,960,610	130,789,651	19.9	20.1

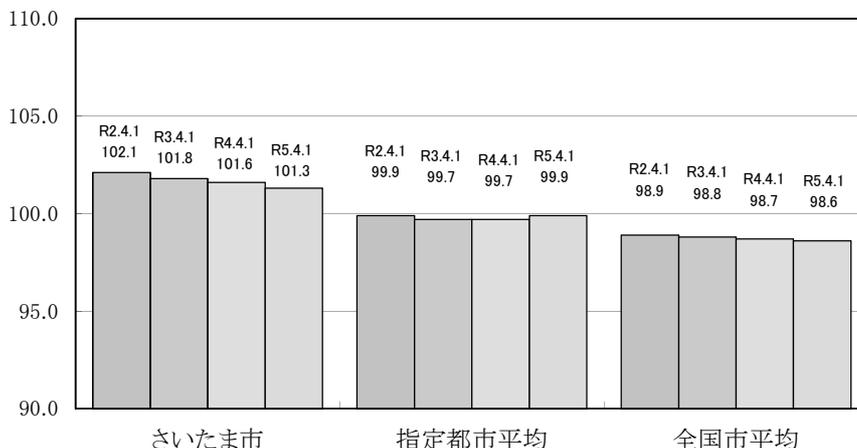
(注)1 人件費には、特別職に支給される給料等を含みます。
2 住民基本台帳人口は、令和5年1月1日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与				計(B)	一人当たり給与費(B/A)	(参考)政令指定都市平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	13,857	53,936,106	18,580,348	23,611,623	96,128,077	6,937	6,665	

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含まれていません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込みについて

指数が100を超え、類似団体と比較しても高い状態で推移しています。これは、職員構成の相違のほか、キャリア最終盤における給与水準の上昇の抑制が国や類似団体に比べて弱いこと等が要因と考えているところです。
本市では、平成28年度に実施した「給与制度の総合的見直し」により、給料表について国を上回る引下げを行うとともに、年功的な給与水準の抑制を図ったところであり、その効果をしっかりと検証し、引き続き市人事委員会勧告に基づく適正な給与水準の確保に努めてまいります。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
令和5年度	円 404,821	円 401,137	円 3,684 (0.92%)	% 0.99	% 0.99	% 1.1

(注)「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	職員の支給 月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月 4.48	月 4.40	月 0.08	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は期末・勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 行政職給料表について、平成27年のさいたま市人事委員会勧告に基づき、平均2.6%の引下げ。初任給に係る1級については、人材確保の観点から据置き。また、2級以上の級については、職務・職責、高齢層職員の在職状況等を考慮して、最大で4.4%の引下げ。 その他の給料表については、行政職給料表との均衡等を踏まえて、見直しを実施(医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、据置き)。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準15%に対し、さいたま市においても15%を支給。																																									
(実施時期) 平成28年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成29年4月1日時点は14%、給与改定後は平成29年4月に遡及し14.26%、平成30年4月1日から15%を支給。																																									
(参考)																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="8">各年度の支給割合</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th colspan="2">平成28年度</th> <th colspan="2">平成29年度</th> <th rowspan="2">平成30年度</th> </tr> <tr> <th>4月1日時点</th> <th>遡及改定後</th> <th>4月1日時点</th> <th>遡及改定後</th> <th>4月1日時点</th> <th>遡及改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国基準による支給割合</td> <td>12%</td> <td>13%</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>さいたま市の支給割合</td> <td>12%</td> <td>12%</td> <td>12%</td> <td>13%</td> <td>13.4%</td> <td>14%</td> <td>14.26%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>		各年度の支給割合								平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%	15%	15%	15%	15%	さいたま市の支給割合	12%	12%	12%	13%	13.4%	14%	14.26%	15%
		各年度の支給割合																																							
		平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度																																
	4月1日時点		遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後																																		
国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%	15%	15%	15%	15%																																	
さいたま市の支給割合	12%	12%	12%	13%	13.4%	14%	14.26%	15%																																	

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国に準じて見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
さいたま市	40.8 歳	318,835 円	470,682 円	385,236 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
政令指定都市平均	41.8 歳	319,668 円	439,873 円	379,748 円

②技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
さいたま市	52.0 歳	523 人	337,225 円	420,474 円	398,878 円
うち清掃職員	48.9 歳	221 人	327,156 円	432,362 円	391,797 円
うち学校給食員	52.7 歳	124 人	346,371 円	411,567 円	407,229 円
うち用務員	55.7 歳	178 人	343,354 円	411,917 円	401,852 円
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,663 円	386,940 円	369,843 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
政令指定都市平均	51.7 歳	919 人	310,547 円	388,590 円	362,249 円

区分	民 間			参 考			
	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					さいたま市 (C)	民間 (D)	C/D
清 掃 職 員	廃棄物処理業 従業員	47.3 歳	310,800 円	1.39	6,928,344円	4,321,100円	1.60
学 校 給 食 員	飲食物調理 従事者	44.8 歳	269,300 円	1.53	6,774,604円	3,577,300円	1.89
用 務 員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.70	6,740,204円	3,253,900円	2.07

(注)1 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、さいたま市では正規職員のみ状況であるのに対し、民間はアルバイト等非正規職員を含んだ状況であり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和2年～令和4年の3年平均)なお、廃棄物処理業従業員及び他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者については、全国平均データを使用し、飲食物調理従事者については、埼玉県内平均データを使用しています。
3 年収ベースの「さいたま市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、さいたま市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
さいたま市	46.2 歳	350,172 円	435,587 円
埼玉県	42.7 歳	359,575 円	426,491 円
政令指定都市平均	43.4 歳	359,775 円	436,674 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
さいたま市	38.3 歳	334,238 円	417,022 円
埼玉県	39.6 歳	346,584 円	408,405 円
政令指定都市平均	40.4 歳	343,187 円	412,373 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、金額は比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
3 埼玉県、政令指定都市の各平均は、小・中学校(幼稚園)教育職として計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		さいたま市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	182,900 ^円	194,711 ^円	185,200 ^円
	高校卒	150,400 ^円	161,396 ^円	154,600 ^円
技能労務職	高校卒	146,000 ^円	164,037 ^円	—
高等学校教育職	大学卒	214,200 ^円	217,565 ^円	—
小・中学校教育職	大学卒	214,200 ^円	217,565 ^円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

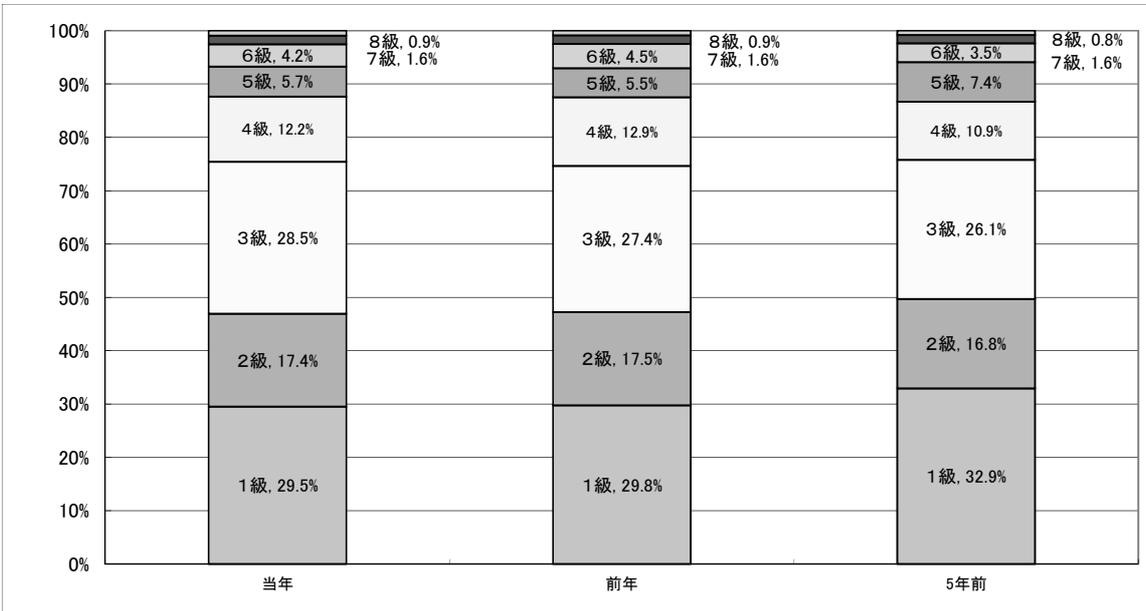
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,200 ^円	323,200 ^円	368,500 ^円	386,200 ^円
	高校卒	219,000 ^円	294,100 ^円	323,200 ^円	368,500 ^円
技能労務職	高校卒	212,500 ^円	285,200 ^円	313,500 ^円	357,400 ^円

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

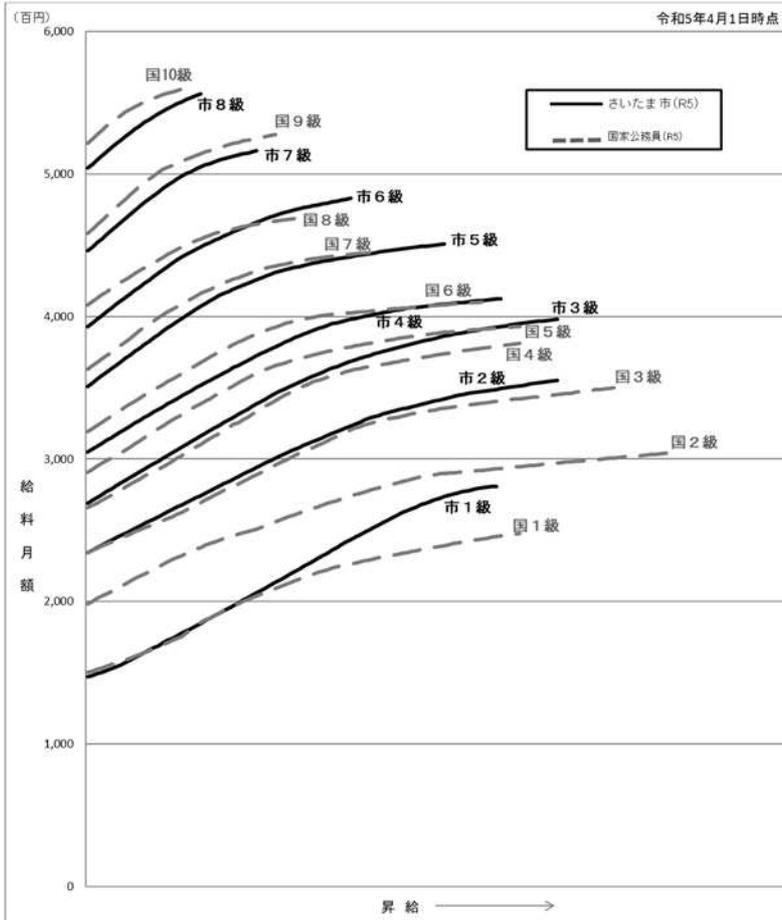
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務名	主事・技師	主任	係長	課長補佐	課長	次長	部長	局長・区長	
職員数	1,243 ^人	730 ^人	1,201 ^人	515 ^人	238 ^人	176 ^人	68 ^人	39 ^人	4,210 ^人
構成比	29.5%	17.4%	28.5%	12.2%	5.7%	4.2%	1.6%	0.9%	100.0%
1号給の給料月額	145,900 ^円	234,200 ^円	268,900 ^円	304,900 ^円	351,000 ^円	393,100 ^円	446,000 ^円	504,200 ^円	
最高号給の給料月額	280,900 ^円	355,100 ^円	398,200 ^円	412,500 ^円	450,900 ^円	482,800 ^円	516,300 ^円	556,300 ^円	

(注) 標準的な職務名は、それぞれの級に該当する一般的な職務の名称を例示しています。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(さいたま市)

令和5年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

さいたま市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)		—	
1,606 千円		1,650 千円			
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.4月分	2.0月分	本市と同じ		本市と同じ	
(1.35)月分	(0.95)月分				
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(さいたま市)

令和5年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

さいたま市			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	本市と同じ	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年		
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,165 千円	22,050 千円			

(注) 1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	9,212,420 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	574,233 円		
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医療職給料表(1)適用者(医師)	16 %	138 人	16 %
上記の適用者以外	15 %	15,460 人	15 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

区分		全職種		
支給実績(令和4年度決算)		1,347,765 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		189,054 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		44.4 %		
手当の種類(手当数)		29		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
災害対策業務手当	指定管理職員とそれ以外の庁外従事職員	災害発生時におけるその対策業務	0 千円	日額1,000円
税務等業務手当	一般	庁外における市税等の調査、検査、徴収又は滞納処分に関する業務	363 千円	日額200円等 1件600円
用地交渉等業務手当	一般	土地取得、換地及び借地並びにこれらに伴う補償の交渉業務	219 千円	日額310円
福祉保健業務手当	福祉事務所のケースワーカー、保健センターの職員等	社会福祉に関する指導監督又は現業の業務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務	31,351 千円	日額350円
り災救助業務手当	福祉課の職員	り災救助業務	5 千円	日額400円
行旅病人及び行旅死取扱業務手当	福祉課のケースワーカー等	行旅死病人の救護又は収容の業務	0 千円	1件1,800円等
死体取扱業務手当	福祉事務所のケースワーカー等	死体を取り扱う業務	22 千円	1体2,000円
葬祭業務手当	斎場の職員	葬祭業務、葬祭用具等の提供若しくは撤去又は出棺等の業務	312 千円	1回1,000円
防疫等業務手当	一般	感染症の患者等の救護業務(※)、感染症等の病原体に汚染された物件等の処理業務(※)、伝染性病原体等の病原体を保有する獣畜等に対する防疫業務、人体に有害な薬品を使用する薬剤散布及び特殊な農薬を使用する農作物病害虫防除業務 ※新型コロナウイルス感染症対応にかかる業務については、特例措置として支給単価を増額しています。	284,274 千円	日額400円等
	保健科学課及び生活科学課の職員	感染症等の病原体に汚染された検体等の試験、検査等の業務		日額150円
動物取扱業務手当	一般	犬の捕獲等の業務	346 千円	日額400円
特殊車両等運転業務手当	獣医師	狂犬病の病性鑑定検査の業務等	4,837 千円	日額320円等
自動車整備業務手当	整備管理者	特殊車両等の運転等の業務		日額300円等
清掃業務手当	一般	ごみ、汚泥又はし尿の収集業務等	25,910 千円	日額600円等
	右記の施設の職員	大、猫等の死がい取扱業務 廃棄物処理施設、下水及びし尿処理施設の業務		1件250円等 日額550円等
作業指導業務手当	班編成の作業で指導業務に従事する職員	清掃作業又は土木作業の指導業務	2,975 千円	日額300円
卸売市場及びと畜場業務手当	食肉中央卸売市場又はと畜場の職員	食肉中央卸売市場又はと畜場の業務	93 千円	日額250円
土木等業務手当	道路維持課の職員	道路又は水路の工事業務	826 千円	日額500円
消防業務手当	消防職員	火災出場業務等	155,673 千円	1回280円等
試験、検査等業務手当	獣医師	獣畜の生体検査、解体前検査又は解体後検査の業務	4,331 千円	日額400円
	環境科学課等右記の業務に従事した職員	ガス、粉じんその他の有毒物、高熱、騒音等が発散する場所において行う環境の調査又は指導の業務		日額390円
	診療放射線技師及びこれを補助する職員	放射線装置を使用して行う撮影、透視等の業務		日額200円
	保健科学課等右記の業務に従事した職員	有機溶剤を使用した試験、検査等の業務		日額150円
病理解剖補助業務手当	臨床検査技師	病理解剖の補助業務	60 千円	1件2,000円
病院等業務手当	直接患者に接することを常例とする職員	病院等の業務	83,208 千円	日額460円
夜間看護業務手当	助産師・看護師・准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られている看護業務	200,413 千円	勤務1回3,600円等
救急業務手当	病院に勤務する医師等	病院において正規の勤務時間外に緊急の呼出しに応じて行う診療業務	1,793 千円	勤務1回1,620円等
医療業務手当	医師	病院等で行う医療業務	193,900 千円	日額4,000円等
分べん業務手当	産婦人科の医師	病院で行うリスクの高い分べんに係る業務等	33,970 千円	1件10,000円等
特殊現場業務手当	一般	高所や深所等の特殊な現場で行う業務	22 千円	日額210円
変則勤務手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られている職員	正規の勤務時間が深夜に割り振られている職員の深夜における勤務	7,167 千円	勤務1回1,000円
児童相談所等業務手当	北部児童相談所及び南部児童相談所の職員	児童虐待への対応又は児童の一時保護の業務	34,174 千円	日額1,000円
	子ども家庭支援課の職員	社会生活への適応が困難な児童に対する、相談その他の援助、心理に関する治療又は生活指導の業務		勤務1回1,000円
教育業務連絡指導手当	教育職員	連絡調整及び指導助言等の職務(教育職員が主任等の職務に従事した場合)	49,225 千円	日額200円
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時等の緊急業務、修学旅行等における指導業務	232,162 千円	日額8,000円等

(5) 時間外勤務手当等

支給実績(令和4年度決算)	5,775,103 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	669 千円
支給実績(令和3年度決算)	5,610,973 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	679 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算額)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算額)
扶養手当	配偶者: 6,500円 子 : 10,000円 父母等: 6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族1人目: 10,000円(子)、6,500円(父母等) 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に対する加算: 5,000円	異なる	支給額	1,250,287千円	231,192円
住居手当	借家・借間: 家賃に応じて28,000円を限度に支給	同じ		1,307,119千円	295,996円
通勤手当	交通機関等利用: 6か月定期券の利用など、最も経済的かつ合理的である運賃等の額 交通用具使用: 用具使用距離に応じ、2,000円～31,600円 ※支給限度月額 55,000円	同じ		1,118,437千円	76,480円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給: 65,000～152,000円	異なる	支給額	1,134,198千円	939,683円
初任給調整手当	補充困難な医療職給料表(1)適用者(医師)に支給: 49,100～308,600円	異なる	支給額	427,618千円	3,054,412円
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居し、単身で生活する職員に支給: 配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円(移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて、8,000～70,000円を加算)	同じ		2,044千円	340,667円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給: 6,000～40,000円	異なる	支給額	36,283千円	113,740円
寒冷地手当	毎年11月から3月までの各月の初日において、寒冷地(福島県南会津郡南会津町)に勤務する職員に支給 世帯主(扶養有): 17,800円 世帯主(扶養無): 10,200円 その他: 7,360円	同じ		706千円	54,291円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要により、週休日、休日等又は平日深夜に勤務した指定管理職員に支給: 4,000～18,000円	異なる	支給額	20,986千円	48,355円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給: 勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		200,028千円	102,107円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教職員に支給: 2,000円～8,000円	同じ		327,294千円	55,007円

5. 特別職の給与等の状況(令和5年4月1日現在)

(1) 給料(議員報酬)・期末手当

区 分	給料・議員報酬		期末手当			
	さいたま市	(参考) 政令指定都市における 上段:最高額/下段:最低額	6月	12月	計	加算率※
市長	1,210,000円	1,599,000円 500,000円	1.65 月分	1.65 月分	3.3 月分	①20% 及び ②25%
副市長	951,000円	1,285,000円 841,000円				
水道事業管理者	797,000円	—				
教育長	792,000円	—				
常勤の監査委員	608,000円	—				
議長	977,000円	1,179,000円 779,000円	1.65 月分	1.65 月分	3.3 月分	②45%
副議長	873,000円	1,061,000円 703,000円				
議員	807,000円	960,000円 648,000円				

(注) 加算率のうち、①は給料及び地域手当に加算する率であり、②は給料又は議員報酬に加算する率です。

(2) 退職手当

区 分	算定方式	1期の手当額	支給時期
市長	給料月額×0.50×在職月数	29,040,000円	任期毎
副市長	給料月額×0.33×在職月数	15,063,840円	任期毎
水道事業管理者	給料月額×0.21×在職月数	8,033,760円	任期毎
教育長	給料月額×0.21×在職月数	5,987,520円	任期毎
常勤の監査委員	給料月額×0.17×在職月数	4,961,280円	任期毎

(注) 「1期の手当額」は、1期(4年=48月(教育長は3年=36月))勤めた場合の退職手当額です。